

## 積丹町公告第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年6月6日

積丹町長 松井秀紀

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和5年度 積丹町歯科診療所医療設備備品購入事業  
(歯科ユニット・デンタルレントゲン)
- (2) 調達物品の品名及び数量、仕様書による。
- (3) 履行期限 令和5年10月6日（金）
- (4) 納入場所 積丹町歯科診療所（積丹郡積丹町大字美国町字大沢250番地1）

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 積丹町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていること。
- (2) 暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (3) 高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可及び医薬品販売業の許可を受けていること。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の積丹町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 令和5年4月1日から過去10年間に歯科医院等に診療機器の販売実績があること。
- (7) 北海道内に本社、支社又は営業所を有すること。

### 3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからエまで定めるところにより、2に掲げる資格を有するのかどうかの審査を申請しなければならない。  
ア 申請の時期 令和5年6月6日（火）から令和5年6月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 提出先 〒046-0292 積丹郡積丹町大字美国町字船澗 48 番地 5  
積丹町住民福祉課

エ 提出方法 郵送又は持参

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

積丹郡積丹町大字美国町字船澗 48 番地 5  
積丹町住民福祉課

#### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 積丹郡積丹町大字美国町字船澗 48 番地 5  
積丹町役場 3階 会議室
- (2) 入札日時 令和5年7月6日（木）午前9時30分
- (3) 開札場所 (1)と同じ。
- (4) 開札日時 (2)と同じ。

#### 6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の10に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、積丹町財務規則（平成5年積丹町規則第1号。以下「財務規則」という。）第97条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

#### 7 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、契約の相手方が、積丹町財務規則（平成5年積丹町規則第1号。以下「財務規則」という。）第120条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

#### 8 郵便等による入札の可否

認めない。

#### 9 落札者の決定方法

財務規則第100条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格

をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

## 10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、北海道警察からの排除要請があつた者とは、契約を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

## 11 契約書作成の要否

必要とする。

## 12 予定価格等

- (1) 予定価格 公表していない。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

## 13 その他

- (1) 入札の執行回数は原則 3 回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、**2**に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 103 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### (3) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

### (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 積丹町住民福祉課（電話番号 0135-44-2113）

イ 所在地 〒046-0292 積丹郡積丹町大字美国町字船澗 48 番地 5

### (6) 前金払

前金払いはしない。

### (7) 概算払

概算払いはしない。

### (8) 部分払

部分払いはしない。

### (9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行公開

この入札の執行は、非公開とする。

(12) 支出負担行為を行う者(契約者)

積丹町長 松井 秀紀

(13) その他

この公告のほか、入札に参加する場合は、別紙の物品競争入札心得その他関係法令の規定を遵守すること。

(14) 問い合わせ先

公告の内容に関し不明な点は、積丹町住民福祉課（電話番号 0135-44-2113）に照会すること。